

取締役職務執行確認書 新旧対照表（2019年版変更部分のみ）

4. 内部統制システムの構築・運用責任についての確認

p. 3～4

区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
説明	<p>【説明】</p> <p>①会社法は、大会社の取締役（会）に対し、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務並びに当該株式会社（自社）及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（いわゆる内部統制システム）の整備」を決定又は決議することを義務付けている。また、上記以外の会社にあっても、取締役の善管注意義務の一環として各社の状況に応じた内部統制システムを構築・運用しなければならない。</p> <p>②上記の内部統制システムの決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要については、毎期の事業報告に記載することが義務付けられている。とくに、新たに記載が義務付けられた内部統制システムの運用状況については、その概要を事業報告に的確に記載しておくことを忘れてはならない。</p> <p>③一度構築するだけでなく、その後もリスクとの関係等で有効かを定期的に見直し、また社内規則を整備することも重要である。</p> <p>④東京証券取引所は上場企業に対し、コーポレート・ガバナンスに関する報告書・取引所規則の遵守に関する確認書の提出を要求している。</p> <p>⑤金融商品取引法は、上場会社に対して連結ベースでの財務報告に関する内部統制について有効性を評価した内部統制報告書の提出義務を定めており、これらに関し罰則規定が設けられている。</p>	<p>①会社法は、大会社の取締役（会）に対し、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務並びに当該株式会社（自社）及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（いわゆる内部統制システム）の整備」を決定又は決議することを義務付けている。また、上記以外の会社にあっても、取締役の善管注意義務の一環として各社の状況に応じた内部統制システムを構築・運用しなければならない。</p> <p>②上記の内部統制システムの決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要については、毎期の事業報告に記載することが義務付けられている。とくに、新たに記載が義務付けられた内部統制システムの運用状況については、その概要を事業報告に的確に記載しておくことを忘れてはならない。</p> <p>③一度構築するだけでなく、その後もリスクとの関係等で有効かを定期的に見直し、また社内規則を整備することも重要である。</p> <p>④東京証券取引所は上場企業に対し、コーポレート・ガバナンスに関する報告書・取引所規則の遵守に関する確認書の提出を要求している。</p> <p>⑤日本取引所自主規制法人は、「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を策定し、上場会社に対して不祥事予防の実効性の高い取組推進を期待している。</p> <p>⑥金融商品取引法は、上場会社に対して連結ベースでの財務報告に関する内部統制について有効性を評価した内部統制報告書の提出義務を定めており、これらに関し罰則規定が設けられている。</p>	<p>⇒改訂なし</p> <p>⇒2015年の改正会社法施行から3年が経過した改正内容につき周知されているため「とくに……」以下削除</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒⑤項追加 2018年3月30日公表の「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を追加</p> <p>⇒番号繰り下げ</p>

区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
説明	<p>⑥内部統制システムの一環として内部通報制度は、コンプライアンス上重要な役割を果たすものであるが、ともすると形骸化し、機能していない場合がある。取締役は、従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行為に関する情報や疑念を伝えることができ、またそれが適切に活用されるよう、適切な体制整備を行うべきである。</p>	<p>⑦内部統制システムの一環としての内部通報制度は、コンプライアンス上重要な役割を果たすものであるが、ともすると形骸化し、機能していない場合がある。取締役は、従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行為に関する情報や疑念を伝えることができ、またそれが適切に活用されるよう、適切な体制整備を行うべきである。</p>	<p>⇒・番号繰り下げ ・「の」を追加</p>
関連法令等	<p>【関連法令】 ○会社法 348 条 [業務の執行] 3 項 4 号、4 項、同 362 条 [取締役会の権限等] 4 項 6 号、5 項及び会社法施行規則 100 条 [業務の適正を確保するための体制] 1 項、3 項 【業務の適正を確保するための体制】 a. 情報保存管理体制[取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制] b. リスク管理体制[損失の危険の管理に関する規程その他の体制] c. 効率性確保体制[取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制] d. コンプライアンス体制[取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制] e. 企業集団内部統制体制[企業集団における業務の適正を確保するための体制] イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告体制 ロ 子会社のリスク管理体制 ハ 子会社の取締役等の職務執行の効率性確保体制 ニ 子会社の取締役等のコンプライアンス体制</p>	<p>○会社法 348 条 [業務の執行] 3 項 4 号、4 項、同 362 条 [取締役会の権限等] 4 項 6 号、5 項及び会社法施行規則 100 条 [業務の適正を確保するための体制] 1 項、3 項 【業務の適正を確保するための体制】 a. 情報保存管理体制[取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制] b. リスク管理体制[損失の危険の管理に関する規程その他の体制] c. 効率性確保体制[取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制] d. コンプライアンス体制[取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制] e. 企業集団内部統制体制[企業集団における業務の適正を確保するための体制] イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告体制 ロ 子会社のリスク管理体制 ハ 子会社の取締役等の職務執行の効率性確保体制 ニ 子会社の取締役等のコンプライアンス体制</p>	<p>⇒改訂なし ⇒改訂なし</p>

区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
関連法令等	<p>【監査役監査の実効性確保体制】</p> <p>a. 監査役スタッフに関する事項（監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合）</p> <p>b. 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項</p> <p>c. 監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>d. 監査役への報告体制その他報告に関する事項</p> <p>イ 当該会社の取締役等が監査役に報告するための体制</p> <p>ロ 子会社の取締役、監査役及び使用人等（直接報告者）、又はこれらの者から報告を受けた者（間接報告者）が親会社の監査役に報告をするための体制</p> <p>e. d の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>f. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務等の処理に係る方針に関する事項</p> <p>g. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>○会社法施行規則 118 条 2 号 [内部統制システムの決議及び運用状況の事業報告への記載]</p> <p>○金融商品取引法 24 条の 4 の 4 [財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価]</p> <p>○金融商品取引法 24 条の 4 の 6 [賠償責任に関する規定の準用] 「内部統制報告書」の重要な事項に虚偽があるか、又は記載すべき重要な事項や誤解させないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合は、役員個人が損害賠償責任を負うほか、重要な事項についての虚偽記載には会社・役員とも罰則が適用される。</p> <p>○金融商品取引法 193 条の 2 2 項 [内部統制報告書についての公認会計士又は監査法人による監査証明]</p> <p>○公益通報者保護法 公益通報をした労働者に対する保護（不利益な取り扱いの禁止など）を図るための法令</p>	<p>【監査役監査の実効性確保体制】</p> <p>a. 監査役スタッフに関する事項（監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合）</p> <p>b. 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項</p> <p>c. 監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>d. 監査役への報告体制その他報告に関する事項</p> <p>イ 当該会社の取締役等が監査役に報告するための体制</p> <p>ロ 子会社の取締役、監査役及び使用人等（直接報告者）、又はこれらの者から報告を受けた者（間接報告者）が親会社の監査役に報告をするための体制</p> <p>e. d の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>f. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務等の処理に係る方針に関する事項</p> <p>g. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>○会社法施行規則 118 条 2 号 [内部統制システムの決議及び運用状況の事業報告への記載]</p> <p>○金融商品取引法 24 条の 4 の 4 [財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価]</p> <p>○金融商品取引法 24 条の 4 の 6 [賠償責任に関する規定の準用] 「内部統制報告書」の重要な事項に虚偽があるか、又は記載すべき重要な事項や誤解させないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合は、役員個人が損害賠償責任を負うほか、重要な事項についての虚偽記載には会社・役員とも罰則が適用される。</p> <p>○金融商品取引法 193 条の 2 2 項 [内部統制報告書についての公認会計士又は監査法人による監査証明]</p> <p>○公益通報者保護法 公益通報をした労働者に対する保護（不利益な取り扱いの禁止など）を図るための法令</p> <p>○コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所有価証券上場規程別添）第 4 章取締役会等の責務 [基本原則 4]</p> <p>○上場会社における不祥事予防のプリンシプルの策定について（日本取引所自主規制法人 2018 年 3 月 30 日）</p>	<p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒「・・・取締役の善管注意義務の一環・・・」に関連する形で、C.G.C.基本原則 4 取締役会等の責務を参考公表文書として追加。</p> <p>⇒関連法令等を追加</p>

5. 競業取引及び利益相反取引の制限・義務についての確認 p. 5～6

区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
説明	<p>【説明】</p> <p>①競業取引</p> <p>イ) 取締役が、自己又は第三者のために会社の事業と同類の取引を会社外で行うことを「競業取引」という。</p> <p>ロ) 取締役が競業取引を行う場合は、その取引について重要な事実を開示し、取締役会の事前の承認と遅滞なき事後報告が必要である。取締役は、その地位に基づき知り得た会社事業の機密や会社の販売先等を利用し、会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図るおそれがあるので、それを未然に防ぐために設けられた規定である。</p> <p>ハ) 競業取引における「第三者のために」とは、「当該取締役が第三者の代表者等として、その第三者のために」と解されており、具体的には、「第三者である他社の代表取締役に就任の場合」に行う競業取引はこれに該当する。また、「第三者である他社の利益のためと明確に判断される場合」も役職に関係なくこれに該当する。なお、第三者には他の会社その他の団体も含まれる。</p> <p>②利益相反取引</p> <p>イ) 取締役と会社との利益が反する取引を「利益相反取引」という。次の類型がある。</p> <p>＜直接取引＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役が、自己のために（例えば、その取締役個人を当事者として）会社と直接取引をする場合 ・取締役が、第三者のために（例えば、他社の取締役又は各種団体の役員を兼任し、その代表者として）会社と取引をする場合 <p>＜間接取引＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社と第三者の間の取引で、会社と取締役の利害が相反する取引。例えば、会社が取締役個人の債務を銀行等、第三者に保証する場合などがこれにあたる。 	<p>①競業取引</p> <p>イ) 取締役が、自己又は第三者のために会社の事業と同類の取引を会社外で行うことを「競業取引」という。</p> <p>ロ) 取締役が競業取引を行う場合は、その取引について重要な事実を開示し、取締役会の事前の承認と遅滞なき事後報告が必要である。取締役は、その地位に基づき知り得た会社事業の機密や会社の販売先等を利用し、会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図るおそれがあるので、それを未然に防ぐために設けられた規定である。</p> <p>ハ) 競業取引における「第三者のために」とは、「当該取締役が第三者の代表者等として、その第三者のために」と解されており、具体的には、「第三者である他の会社の代表取締役に就任の場合」に行う競業取引はこれに該当する。また、「第三者である他の会社の利益のためと明確に判断される場合」も役職に関係なくこれに該当する。なお、第三者には他の会社その他の団体も含まれる。</p> <p>②利益相反取引</p> <p>イ) 取締役と会社との利益が反する取引を「利益相反取引」といい、次の類型がある。</p> <p>＜直接取引＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役が、自己のために（例えば、その取締役個人を当事者として）会社と直接取引をする場合 ・取締役が、第三者のために（例えば、他社の取締役又は各種団体の役員を兼任し、その代表者として）会社と取引をする場合 <p>＜間接取引＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社と第三者の間の取引で、会社と取締役の利害が相反する取引。例えば、会社が取締役個人の債務を銀行等、第三者に保証する場合などがこれにあたる。 	<p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒「他社」と「他の会社」は「他の会社」に統一</p> <p>⇒一文にして簡潔化</p> <p>⇒以下、改訂なし</p>

	区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
	説明	<p>ロ) 取締役が利益相反取引をする場合は、その取引について重要な事実を開示して取締役会の事前の承認を得、その取引に関する重要事実につき遅滞なく取締役会に事後報告することが必要である。利益相反取引により会社の利益が害される可能性があるためにそれを未然に防ぐために定められた規定である。</p> <p>ハ) 利益相反取引の結果、対価の不当、債務不履行等により会社が損害を被ったときは、a 利益相反取引（直接取引又は間接取引）により会社の利益に反する行為をした取締役、b 会社が利益相反取引を行うことを決定した取締役、c 取締役会の承認決議に賛成した取締役は、その任務を怠ったものと推定され、任務懈怠がなかったこと又は過失がなかったことを証明しない限り、会社に対し連帯して損害賠償責任を負う。ただし、自己のために直接取引を行った取締役は、任務懈怠について過失がなくても損害賠償責任義務を負う。</p>	<p>ロ) 取締役が利益相反取引をする場合は、その取引について重要な事実を開示して取締役会の事前の承認を得、その取引に関する重要事実につき遅滞なく取締役会に事後報告することが必要である。利益相反取引により会社の利益が害される可能性があるためにそれを未然に防ぐために定められた規定である。</p> <p>ハ) 利益相反取引の結果、対価の不当、債務不履行等により会社が損害を被ったときは、a 利益相反取引（直接取引又は間接取引）により会社の利益に反する行為をした取締役、b 会社が利益相反取引を行うことを決定した取締役、c 取締役会の承認決議に賛成した取締役は、その任務を怠ったものと推定され、任務懈怠がなかったこと又は過失がなかったことを証明しない限り、会社に対し連帯して損害賠償責任を負う。ただし、自己のために直接取引を行った取締役は、任務懈怠について過失がなくても損害賠償責任義務を負う。</p>	<p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p>
	関連法令等	<p>【関連法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会社法 356 条 [競業及び利益相反取引の制限]、同 365 条 [競業及び取締役会設置会社との取引等の制限] ○会社法 423 条 [役員等の株式会社に対する損害賠償責任]、2 項 [取締役会の承認なく競業取引を行った場合の損害額の推定]、3 項 [取締役会の承認決議に賛成した取締役等の任務懈怠の推定] 	<ul style="list-style-type: none"> ○会社法 356 条 [競業及び利益相反取引の制限]、同 365 条 [競業及び取締役会設置会社との取引等の制限] ○会社法 423 条 [役員等の株式会社に対する損害賠償責任]、2 項 [取締役会の承認なく競業取引を行った場合の損害額の推定]、3 項 [取締役会の承認決議に賛成した取締役等の任務懈怠の推定] ○会社法 428 条 [取締役が自己のためにした取引に関する特則] 	<p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒関連法令を追加</p>

区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
関連法令等	<p>【関連法令等】</p> <p>○会社法 429 条 [役員等の第三者に対する損害賠償責任] 2 項 1 号ロ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに臨時計算書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録を行ったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>○会社計算規則 98 条[注記表の区分]</p> <p>○会社計算規則 112 条[関連当事者との取引に関する注記]</p> <p>○会社法施行規則 118 条 5 号 親会社等との取引で会社の利益を害さないように留意した事項等を事業報告に記載する</p> <p>○金融商品取引法 197 条 1 項及び同 207 条 1 項 1 号 [罰則] 有価証券報告書等の虚偽記載罪 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科、又法人に対しては、7 億円以下の罰金</p> <p>○会社法 960 条 [取締役等の特別背任罪] 1 項 取締役等が自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に加える目的で、任務に背く行為をし、会社に財産上の損害を加えた場合 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科、又その未遂も罰せられる (同 962 条 [未遂罪])。</p> <p>○刑法 247 条 [背任] 任務に違反して会社に財産上の損害を与えた場合 5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金</p> <p>○会社法 964 条 [虚偽文書行使等の罪] 株式、新株予約権、社債又は新株予約権付社債の募集に当たり、重要な事項に虚偽の記載をした文書を行使等した場合、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又は併科</p> <p>○金融商品取引法 17 条・18 条・19 条・21 条・21 条の 2・22 条・24 条の 4 [虚偽記載等のある目論見書等・有価証券届出書・有価証券報告書等の提出者 (会社) 及び役員等の賠償責任] 虚偽記載等により当該有価証券を取得した者に生じた損害を賠償する。会社及び役員個人 (故意・過失がなかったことの立証責任は役員個人が負う) が責任を負う。</p> <p>○法人税等税法関連法令</p> <p>○東京証券取引所の有価証券上場規程 601 条[上場内国会社の上場廃止基準]1 項 11 号「501 条 1 項 2 号 (上場会社が有価証券報告書に虚偽記載を行った場合等) に該当する場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき」</p>	<p>○会社法 429 条 [役員等の第三者に対する損害賠償責任] 2 項 1 号ロ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに臨時計算書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録を行ったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>○会社計算規則 98 条[注記表の区分]</p> <p>○会社計算規則 112 条[関連当事者との取引に関する注記]</p> <p>○会社法施行規則 118 条 5 号 親会社等との取引で会社の利益を害さないように留意した事項等を事業報告に記載する</p> <p>○金融商品取引法 197 条 1 項及び同 207 条 1 項 1 号 [罰則] 有価証券報告書等の虚偽記載罪 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科、又法人に対しては、7 億円以下の罰金</p> <p>○会社法 960 条 [取締役等の特別背任罪] 1 項 取締役等が自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に加える目的で、任務に背く行為をし、会社に財産上の損害を加えた場合 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科、又その未遂も罰せられる (同 962 条 [未遂罪])。</p> <p>○刑法 247 条 [背任] 任務に違反して会社に財産上の損害を与えた場合 5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金</p> <p>○会社法 964 条 [虚偽文書行使等の罪] 株式、新株予約権、社債又は新株予約権付社債の募集に当たり、重要な事項に虚偽の記載をした文書を行使等した場合、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又は併科</p> <p>○金融商品取引法 17 条・18 条・19 条・21 条・21 条の 2・22 条・24 条の 4 [虚偽記載等のある目論見書等・有価証券届出書・有価証券報告書等の提出者 (会社) 及び役員等の賠償責任] 虚偽記載等により当該有価証券を取得した者に生じた損害を賠償する。会社及び役員個人 (故意・過失がなかったことの立証責任は役員個人が負う) が責任を負う。</p> <p>○法人税等税法関連法令</p> <p>○東京証券取引所の有価証券上場規程 601 条[上場内国会社の上場廃止基準]1 項 11 号「501 条 1 項 2 号 (上場会社が有価証券報告書に虚偽記載を行った場合等) に該当する場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき」</p>	<p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒削除 対象が従業員等であるため</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p>

8. インサイダー取引を行わないこと・適時開示についての確認 p. 8～p. 9

	区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
	説明	<p>【説明】</p> <p>①「インサイダー取引（内部者取引）」とは、未公表の重要な会社情報（インサイダー情報）を知った役員又は従業員等（会社関係者等）が、その情報の公表前に、自社及び取引先等の他社の発行する株式等の売買を行うことを言う。なお、役員又は従業員本人のみならず、借名や家族名義なども対象になる。</p> <p>②連結決算情報はもとより、子会社の重要事実もインサイダー情報となり、又、親会社の役職員による場合だけでなく、子会社の役職員による親会社の株式等の売買も規制対象となるので充分注意が必要である。</p> <p>③また、売買の当事者でなくても、他人に利益を得させ又は損失を回避させる目的で、重要事実公表前に情報を伝達したり、取引を推奨した会社関係者等も対象となっているので注意が必要である。</p> <p>④会社の重要情報の適時・適切な開示が不可欠であり、開示手続き・方法の整備や「内部者取引管理規程」を設け、役職員の有価証券取引ルールを定めることが重要である。</p> <p>⑤インサイダー情報と同様の項目については、金融商品取引所の適時開示を行わねばならない。</p>	<p>①「インサイダー取引（内部者取引）」とは、未公表の重要な会社情報（インサイダー情報）を知った役員又は従業員等（会社関係者等）が、その情報の公表前に、自社及び取引先等の他社の発行する株式等の売買を行うことを言う。なお、役員又は従業員本人のみならず、借名や家族名義なども対象になる。</p> <p>②連結決算情報はもとより、子会社の重要事実もインサイダー情報となり、又、親会社の役職員による場合だけでなく、子会社の役職員による親会社の株式等の売買も規制対象となるので充分注意が必要である。</p> <p>③また、売買の当事者でなくても、他人に利益を得させ又は損失を回避させる目的で、重要事実公表前に情報を伝達したり、取引を推奨した会社関係者等も対象となっているので注意が必要である。</p> <p>④会社の重要情報の適時・適切な開示が不可欠であり、開示手続き・方法の整備や「内部者取引管理規程」を設け、役職員の有価証券取引ルールを定めることが重要である。</p> <p>⑤上場会社等またはその役員等が、その業務に関して、取引関係者に、未公表の重要情報を伝達したときには、意図的な伝達の場合には同時に、意図的でない場合は速やかに、当該情報を公表しなければならない。</p> <p>⑥インサイダー情報と同様の項目については、金融商品取引所の適時開示を行わねばならない。</p>	<p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒⑤項追加 フェア・ディスクロージャー・ルール関係文章を追加 「場合」が多すぎるので「とき」に差し替え</p> <p>⇒番号繰り下げ</p>

区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
関連法令等	<p>【関連法令】</p> <p>○金融商品取引法 166 条 [会社関係者の禁止行為]1 項 次の各号に掲げる者（会社関係者*1）であって、上場会社等に係る業務等に関する重要事実*2を当該各号に定めるところにより知ったものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け等をしてはならない。</p> <p>*1 会社関係者：①役員・従業員（アルバイト・派遣社員も含む）②議決権 3%以上の株主等 ③契約締結者（取引先等で交渉中の者を含む）及びその役員・従業員 ④子会社の役員・従業員等。なお、上記の会社関係者は、会社関係者でなくなった後も 1 年間は、会社関係者と同様にインサイダー取引規制の対象となる。同条 3 項により、会社関係者・元会社関係者から重要事項の伝達を受けた者等、その職務に関し重要事実を知った場合にも対象となる。</p> <p>*2 重要事実（インサイダー情報）：同条 2 項に定める、上場会社及び子会社の経営上重要な内部情報（重要な決定事実、発生事実、決算情報等）で、増資・自己株式取得・業務提携・合併・新製品及び技術の企業化・多額の損害発生・業績予想及び配当の大幅な修正・会社更生の申立等投資者の投資判断に著しい影響を与える情報。</p> <p>○金融商品取引法 167 条 [公開買付者等関係者の禁止行為] 1 項 他社株公開買付け、自社株公開買付け又は発行済株式総数の 5%以上に当たる株券等の買い集めに関し、これを行う会社の取締役等が、公開買付け対象有価証券等を売買することについても、前記 166 条と同様の規制。</p> <p>○金融商品取引法 167 条の 2 [未公表の重要事実の伝達等の禁止] 1 項 166 条 1 項に規定する会社関係者等に対する規制 2 項 167 条 1 項に規定する公開買付者等関係者に対する規制</p> <p>○金融商品取引法 163 条 [上場会社等の役員・主要株主による自社の有価証券等の売買に関する報告書の提出]</p> <p>○金融商品取引法 164 条 [上場会社等の役員等の短期売買利益の返還] 上場会社等の役員・主要株主が 6 か月以内に行った自社株式等の売買で利益が出た場合、会社はその利益を会社に提供すべきことを請求できる。</p>	<p>○金融商品取引法 166 条 [会社関係者の禁止行為]1 項 次の各号に掲げる者（会社関係者*1）であって、上場会社等に係る業務等に関する重要事実*2を当該各号に定めるところにより知ったものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け等をしてはならない。</p> <p>*1 会社関係者：①役員・従業員（アルバイト・派遣社員も含む）②議決権 3%以上の株主等 ③契約締結者（取引先等で交渉中の者を含む）及びその役員・従業員 ④子会社の役員・従業員等。なお、上記の会社関係者は、会社関係者でなくなった後も 1 年間は、会社関係者と同様にインサイダー取引規制の対象となる。同条 3 項により、会社関係者・元会社関係者から重要事項の伝達を受けた者等、その職務に関し重要事実を知った場合にも対象となる。</p> <p>*2 重要事実（インサイダー情報）：同条 2 項に定める、上場会社及び子会社の経営上重要な内部情報（重要な決定事実、発生事実、決算情報等）で、増資・自己株式取得・業務提携・合併・新製品及び技術の企業化・多額の損害発生・業績予想及び配当の大幅な修正・会社更生の申立等投資者の投資判断に著しい影響を与える情報。</p> <p>○金融商品取引法 167 条 [公開買付者等関係者の禁止行為] 1 項 他社株公開買付け、自社株公開買付け又は発行済株式総数の 5%以上に当たる株券等の買い集めに関し、これを行う会社の取締役等が、公開買付け対象有価証券等を売買することについても、前記 166 条と同様の規制。</p> <p>○金融商品取引法 167 条の 2 [未公表の重要事実の伝達等の禁止] 1 項 166 条 1 項に規定する会社関係者等に対する規制 2 項 167 条 1 項に規定する公開買付者等関係者に対する規制</p> <p>○金融商品取引法 163 条 [上場会社等の役員・主要株主による自社の有価証券等の売買に関する報告書の提出]</p> <p>○金融商品取引法 164 条 [上場会社等の役員等の短期売買利益の返還] 上場会社等の役員・主要株主が 6 か月以内に行った自社株式等の売買で利益が出た場合、会社はその利益を会社に提供すべきことを請求できる。</p>	⇒本ページ 改訂なし

区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
関連法令等	<p>○金融商品取引法 165 条 [上場会社等の役員・主要株主による自社の有価証券等の空売りの禁止]</p> <p>○金融商品取引法 175 条 [課徴金納付命令] インサイダー取引で違反となる行為を行った会社関係者に対し、インサイダー取引の売買金額と重要事実公表後の価額の差額を徴収することができる。</p> <p>○金融商品取引法 197 条の 2 及び 207 条 1 項 2 号 [罰則] 会社関係者（上記 166 条の項*1 参照）の禁止行為に違反した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金、又は併科、法人に対しては 5 億円以下の罰金。</p> <p>同 198 条の 2 [罰則] インサイダー取引などの犯罪行為により得た財産は、没収・追徴される。</p>	<p>○金融商品取引法 165 条 [上場会社等の役員・主要株主による自社の有価証券等の空売りの禁止]</p> <p>○金融商品取引法 175 条 [課徴金納付命令] インサイダー取引で違反となる行為を行った会社関係者に対し、インサイダー取引の売買金額と重要事実公表後の価額の差額を徴収することができる。</p> <p>○金融商品取引法 197 条の 2 及び 207 条 1 項 2 号 [罰則] 会社関係者（上記 166 条の項*1 参照）の禁止行為に違反した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金、又は併科、法人に対しては 5 億円以下の罰金。</p> <p>同 198 条の 2 [罰則] インサイダー取引などの犯罪行為により得た財産は、没収・追徴される。</p> <p>○金融商品取引法 27 条の 36 の規定に関する留意事項について（フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン）</p>	<p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒関連法令等を追加（金融庁の公表文書）</p>

9. 自己株式及び配当等の処分の手続きについての確認 p. 9～p. 10

区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
説明	<p>【説明】</p> <p>①会社は一定の場合において、自己株式を取得し、保有しておくことができる。</p> <p>但し、自己株式を意図的な相場操縦の手段として使用することを禁じている。その取得には株主総会決議、取締役会決議などの手続きが定められており、さらに買付決議の開示（自己株券買付状況報告書）、有価証券報告書・決算書類等による開示が義務付けられている。又、保有している自己株式の消却ないし処分についての定めがある。</p> <p>②分配可能額を超えて配当又は自己株式の有償取得などを行ってはいけない。</p>	<p>①会社は一定の場合において、自己株式を取得し、保有しておくことができる。</p> <p>但し、自己株式を意図的な相場操縦の手段として使用することを禁じている。その取得には株主総会決議、取締役会決議などの手続きが定められており、さらに買付決議の開示（自己株券買付状況報告書）、有価証券報告書・決算書類等による開示が義務付けられている。又、保有している自己株式の消却ないし処分についての定めがある。</p> <p>②分配可能額を超えて配当又は自己株式の有償取得などを行ってはいけない。</p>	<p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p>

	区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
	関連法令等	<p>【関連法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会社法 135 条 [親会社株式の取得の禁止] 子会社は、その親会社である株式会社の株式を取得してはならない。 ○会社法 155 条 [株式会社による自己の株式の取得] 会社は一定の場合（制限列挙している）において、自己株式を取得することができる。 ○会社法 156 条 [株式の取得に関する事項の決定] 株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するためには、あらかじめ、株主総会の決議によって、取得する株式数、金額、期間（1年を超えない）等を定めなければならない。 *特定の株主から取得する場合は、株主総会の特別決議が必要になる（会社法 160 条 1 項、309 条 2 項 2 号） ○会社法 165 条 [市場取引等による株式の取得] 2 項 取締役会設置会社は、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる。 ○会社法 178 条 [自己株式の消却]及び同 199 条 [自己株式の処分（募集事項の決定）] ○会社法 461 条 [配当等の制限]1 項 株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。 同項 2 号 自社株式の取得も剰余金の分配制限に含まれる。 ○会社法 462 条 [剰余金の配当等に関する責任]、会社法 464 条 [買取請求に応じて株式を取得した場合の責任] 及び会社法 465 条 [欠損が生じた場合の責任] 分配可能額を超える配当等がなされた場合の責任等（配当金の交付額の会社への弁済など）について規定。 ○会社法 963 条 [会社財産を危うくする罪] 5 項 1 号 株式会社の計算において不正にその株式を取得したとき 2 号 法令又は定款の規定に違反して剰余金の配当をしたとき、ともに 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又は併科。 ○金融商品取引法 24 条の 6 [自己株券買付状況報告書の提出] 各月ごとに自己株式の買い付け状況に関する事項その他を記載した報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○会社法 135 条 [親会社株式の取得の禁止] 子会社は、その親会社である株式会社の株式を取得してはならない。 ○会社法 155 条 [株式会社による自己の株式の取得] 会社は一定の場合（<u>限定</u>列挙している）において、自己株式を取得することができる。 ○会社法 156 条 [株式の取得に関する事項の決定] 株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するためには、あらかじめ、株主総会の決議によって、取得する株式数、金額、期間（1年を超えない）等を定めなければならない。 *特定の株主から取得する場合は、株主総会の特別決議が必要になる（会社法 160 条 1 項、309 条 2 項 2 号） ○会社法 165 条 [市場取引等による株式の取得] 2 項 取締役会設置会社は、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる。 ○会社法 178 条 [自己株式の消却]及び同 199 条 [自己株式の処分（募集事項の決定）] ○会社法 461 条 [配当等の制限]1 項 株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。 同項 2 号 自社株式の取得も剰余金の分配制限に含まれる。 ○会社法 462 条 [剰余金の配当等に関する責任]、会社法 464 条 [買取請求に応じて株式を取得した場合の責任] 及び会社法 465 条 [欠損が生じた場合の責任] 分配可能額を超える配当等がなされた場合の責任等（配当金の交付額の会社への弁済など）について規定。 ○会社法 963 条 [会社財産を危うくする罪] 5 項 1 号 株式会社の計算において不正にその株式を取得したとき 2 号 法令又は定款の規定に違反して剰余金の配当をしたとき、ともに 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又は併科。 ○金融商品取引法 24 条の 6 [自己株券買付状況報告書の提出] 各月ごとに自己株式の買い付け状況に関する事項その他を記載した報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 	<p>⇒改訂なし</p> <p>⇒条文に合わせて文言修正</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p>

区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
関連法令等	○金融商品取引法162条の2〔上場等株券の発行者である会社が行うその売買に関する規制〕自己株式売買を行う場合も意図的な相場操縦を禁止されており、売買には一定の要件（「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」）が定められている。	○金融商品取引法162条の2〔上場等株券の発行者である会社が行うその売買に関する規制〕自己株式売買を行う場合も意図的な相場操縦を禁止されており、売買には一定の要件（「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」）が定められている。 ○金融商品取引法27条の22の2〔発行者による上場株券等の公開買付け〕	⇒改訂なし ⇒関連法令の追加

12. 企業不祥事発生時の対応として、必要ときには第三者委員会を設置することの確認

区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
説明	<p>【説明】</p> <p>①取締役（会）は不祥事が発生した場合及び発生が疑われる場合、直ちに当該役職員等から報告を求め、必要に応じて社内調査委員会を設置し、事実関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示に努めなければならない。</p> <p>②取締役（会）は当該調査委員会の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でない認められる場合には、外部の独立した弁護士等による第三者委員会を設置するなど、適切な措置を講じる必要がある。</p> <p>③第三者委員会とは、企業等（企業や組織）において、不祥事（犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等）が発生した場合及び発生が疑われる場合において、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会である。</p> <p>④第三者委員会は、すべてのステークホルダーのために調査を実施し、その結果をステークホルダーに公表することで、最終的には企業等の信頼と持続可能性を回復することを目的とする。</p>	<p>①取締役（会）は不祥事が発生した場合及び発生が疑われる場合、直ちに当該役職員等から報告を求め、必要に応じて社内調査委員会を設置し、事実関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示に努めなければならない。</p> <p>②取締役（会）は当該調査委員会の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でない認められる場合には、外部の独立した弁護士等による第三者委員会を設置するなど、適切な措置を講じる必要がある。</p> <p>③第三者委員会とは、企業等（企業や組織）において、不祥事（犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等）が発生した場合及び発生が疑われる場合において、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会である。又、第三者委員会という形式をもって、安易で不十分な調査に、客観性・中立性の装いを果たせるような事態を招かないように留意する必要がある。</p> <p>④第三者委員会は、すべてのステークホルダーのために調査を実施し、その結果をステークホルダーに公表することで、最終的には企業等の信頼と持続可能性を回復することを目的とする。</p>	<p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒上場会社における不祥事対応のプリンシプルを踏まえて文章追加</p> <p>⇒改訂なし</p>

	区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
	説明	<p>⑤第三者委員会の調査の実効性を確保するためには、企業等の全面的な協力が不可欠である。協力の前提となるのは、役職員による危機意識の共有である。従って、第三者委員会の調査開始時点において、取締役会は、全役員に対し第三者委員会を設置した趣旨及び調査に対する優先的協力等について、具体的かつ明確な指示を出すことが極めて重要である。</p> <p>⑥企業等の第三者委員会への協力の指針</p> <p>イ) 企業等が、第三者委員会に対して、企業等が所有するあらゆる資料、情報、社員へのアクセスを保障すること。</p> <p>ロ) 企業等が、従業員等に対して、第三者委員会による調査に対する優先的な協力を業務として命令すること。</p> <p>ハ) 企業等は、第三者委員会の求めがある場合には、第三者委員会の調査を補助するために適切な人数の従業員等による事務局を設置すること。当該事務局は第三者委員会に直属するものとし、事務局担当者として企業等の間で厳格な情報隔壁を設けること。</p>	<p>⑤第三者委員会の調査の実効性を確保するためには、企業等の全面的な協力が不可欠である。協力の前提となるのは、役職員による危機意識の共有である。従って、第三者委員会の調査開始時点において、取締役会は、全役員に対し第三者委員会を設置した趣旨及び調査に対する優先的協力等について、具体的かつ明確な指示を出すことが極めて重要である。</p> <p>⑥企業等の第三者委員会への協力の指針</p> <p>イ) 企業等が、第三者委員会に対して、企業等が所有するあらゆる資料、情報、社員へのアクセスを保障すること。</p> <p>ロ) 企業等が、従業員等に対して、第三者委員会による調査に対する優先的な協力を業務として命令すること。</p> <p>ハ) 企業等は、第三者委員会の求めがある場合には、第三者委員会の調査を補助するために適切な人数の従業員等による事務局を設置すること。当該事務局は第三者委員会に直属するものとし、事務局担当者として企業等の間で厳格な情報隔壁を設けること。</p>	<p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p>
	関連法令等	<p>【関連法令等】</p> <p>○日本監査役協会「監査役監査基準」27条[企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会]</p> <p>○日本弁護士連合会 企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン 第1部基本原則[第三者委員会の活動、第三者委員会の独立性・中立性、企業等の協力]</p>	<p>○日本監査役協会「監査役監査基準」27条[企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会]</p> <p>○日本弁護士連合会 企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン 第1部基本原則[第三者委員会の活動、第三者委員会の独立性・中立性、企業等の協力]</p> <p>○上場会社における不祥事対応のプリンシプルの策定について「日本取引所自主規制法人」（2016年2月24日）</p> <p>○上場会社における不祥事予防のプリンシプルの策定について「日本取引所自主規制法人」（2018年3月30日）</p>	<p>⇒改訂なし</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒関連法令等の追加</p> <p>⇒関連法令等の追加</p>

13. その他の不正取引を行わないことについての確認 p.13

	区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
	説明及び関連法令等	<p>【説明及び関連法令】 ここでは今までに触れられなかった取締役個人が負わされる責任を例示し、これについて確認をする。金額、規模の大小は問わない。</p> <p>①取締役等がその職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたとき、利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしたとき、あるいは、総会の議決権等、株主の諸権利の行使に関して、不正の請託を受け財産上の利益を収受する等の行為。</p> <p>○会社法 967 条 [取締役等の贈収賄罪] 1 項、同 968 条 [株主等の権利の行使に関する贈収賄罪] 5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金</p> <p>○会社法 967 条 [取締役等の贈収賄罪] 2 項 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金</p> <p>②会社の目的の範囲外において、投機取引のために会社の財産を処分したとき</p> <p>○会社法 963 条 [会社財産を危うくする罪] 5 項 3 号 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又は併科</p> <p>③株式の発行に係る払込の仮装（金融機関との通謀）行為、あるいは、授權資本を超える株式の発行行為</p> <p>○会社法 965 条 [預合いの罪]、同 966 条 [株式の超過発行の罪] 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金（預合いについては「又は併科」）</p>	<p>ここでは今までに触れられなかった取締役個人が負わされる責任を例示し、これについて確認をする。金額、規模の大小は問わない。</p> <p>①取締役等がその職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたとき。</p> <p>○会社法 967 条 [取締役等の贈収賄罪] 1 項、同 968 条 [株主等の権利の行使に関する贈収賄罪] 5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金</p> <p>○会社法 967 条 [取締役等の贈収賄罪] 2 項 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金</p> <p>②株主総会若しくは種類株主総会、社債権者集会又は債権者集会における発言又は議決権の行使に関し、取締役が不正の請託を行い、財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしたとき。</p> <p>○会社法 968 条 [株主等の権利の行使に関する贈収賄罪] 2 項 5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金</p> <p>③会社の目的の範囲外において、投機取引のために会社の財産を処分したとき</p> <p>○会社法 963 条 [会社財産を危うくする罪] 5 項 3 号 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又は併科</p> <p>④株式の発行に係る払込の仮装（金融機関との通謀）行為、あるいは、授權資本を超える株式の発行行為</p> <p>○会社法 965 条 [預合いの罪]、同 966 条 [株式の超過発行の罪] 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金（預合いについては「又は併科」）</p>	<p>⇒修正 会社法 967 条と会社法 968 条の説明を区分掲記し、収賄行為と贈賄行為に係る罰則を明確にした。</p> <p>⇒改訂なし</p> <p>⇒削除 2 項は贈賄側関連法令</p> <p>⇒項目追加</p> <p>⇒番号繰下げ</p> <p>⇒番号繰下げ</p>

区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
説明及び関連法令等	<p>④出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任、関与した取締役の責任 引受人は払込期日の経過後も払込義務を負い、仮装払込みに関与した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む）は、会社に対して払込み相当額を連帯して支払う義務を負う。 ○会社法 213 条の 2 第 1 項、213 条の 3 第 I 項、213 条の 3 第 2 項等</p> <p>⑤その他過料（100 万円以下）に処せられる主な行為： 登記・公告・通知・開示等に関する義務違反 ○会社法 976 条 [過料に処すべき行為]</p>	<p>⑤出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任、関与した取締役の責任 引受人は払込期日の経過後も払込義務を負い、仮装払込みに関与した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む）は、会社に対して払込み相当額を連帯して支払う義務を負う。 ○会社法 213 条の 3</p> <p>⑥その他過料（100 万円以下）に処せられる主な行為： 登記・公告・通知・開示等に関する義務違反 ○会社法 976 条 [過料に処すべき行為]</p>	<p>⇒番号繰下げ</p> <p>⇒○会社法 213 条の 2 第 1 項は、削除(取締役が引受人)</p> <p>⇒番号繰下げ</p>

15. 取締役欠格事由不存在についての確認 p. 14

区分	2018年版	2019年版	理由・根拠
説明及び関連法令	<p>【説明及び関連法令】 会社法で定められた欠格事由についての確認である。 ○会社法 331 条 [取締役の資格等] 次に掲げる者は、取締役となることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人 2. 成年被後見人、被保佐人、外国法令上これらと同様に取扱われている者 3. 会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法の規定違反、又は金融商品取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法、破産法が定める罪で刑に処せられ、その執行を終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者（従って、執行猶予中の者も欠格者となる） 4. 上記 3 に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わっていない者、又は執行を受けることがなくなっていない者（ただし、執行猶予中の者を除く） 	<p>会社法で定められた欠格事由についての確認である。 ○会社法 331 条 [取締役の資格等] 次に掲げる者は、取締役となることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人 2. 成年被後見人、被保佐人、外国法令上これらと同様に取扱われている者 3. 会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法の規定違反、又は金融商品取引法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法、破産法の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者（従って、執行猶予中の者も欠格者となる） 4. 上記 3 規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。） 	<p>⇒会社法の記載通りに変更し、2018 年版では文面末尾にある（従って、執行猶予中の者も欠格者となる）の但し書を削除。</p> <p>⇒2018 年版は会社法の条文を要約しているが、会社法の記載通りに変更。</p>